

## ECJ における強制実施権に関する事例

- 英国特許法の強制実施権に係る規定が EC 内の物資の自由移動を制限し、EC 条約第 30 条（現第 28 条）に違反するかが争われた事例。

EC Commission v. UK (Case C30/90)[1992] ECR I-829.

[ 判示事項 ]

- ・ 特許発明が英国内で実施（製造）されていない場合で、かつ当該特許製品が EC 構成国外から輸入されている場合には、強制実施権を付与することができるが、EC 構成国内からの輸入にも同様に適用することは、EC 内貿易の趣旨を損ない、EC 条約第 30 条違反に該当する。

[ 事件概要 ]

英国の 1977 年特許法第 48 条第 3 項では、英国内において特許発明が十分に実施されていない場合（製造されていない場合）に、強制実施権の付与を申請できる旨が規定されていた。

一方、EC 条約第 30 条（現第 28 条）では、EC 構成国の間での輸入の数量制限の禁止が規定されていた（域内物資自由移動の原則）が、同条約第 36 条（現第 30 条）では、工業的及び商業的所有権の保護の理由等から正当化される輸出入制限については、例外的に許容されることが規定されていた。

EC 委員会は、上記英国特許法の規定は、「英国内における特許製品の製造」と「EC 構成国からの当該製品の輸入」を区別し、輸入により実施されている場合には強制実施権を付与することを認めることで、特許権者に対し輸入よりも国内での実施を促しており、輸入量制限と同等の効果を持つ措置であると主張した。そして、これらの強制実施権に係る規定は EC 内の物資の自由移動を制限しており、EC 条約第 30 条に抵触するとして ECJ に提訴した。

ECJ は 1992 年 2 月 18 日に上記のように判断して、英国特許法は EC 条約に反すると判示した。本判決を受け、英国は強制実施権に係る上記規定を改正した。

**(参考)**

**<1977 年英国特許法 (仮訳) >**

**第 48 条 (強制実施権)**

- (1) 特許付与の日から 3 年又は所定の別の期間の満了後においてはいつでも、何人も (3) の規定による 1 以上の理由に基づいて長官に対し、以下のことを請求することができる。
- ... (略) ...
- (2) ... (略) ...
- (3) 前記の理由とは、
- (a) 特許発明が英国内で業として実施することができるときは、それが前記のとおり実施されていないか若しくは合理的にみて実行可能な極限まで前記のとおり実施されていないこと、
- (b) 特許発明が物であるときは、英国内での当該物に対する需要が、
- (i) 合理的な条件の下に満たされていないこと、又は、
- (ii) 輸入によって著しい程度まで満たされていること。
- (c) 特許発明が英国内で業として実施することができるときは、それが、
- (i) 当該発明が物である場合にはその物の輸入により、
- (ii) 当該発明が方法である場合には、当該方法によって直接に生産される物若しくは当該方法が応用される物の輸入により、
- 前記のとおり実施されることを妨害若しくは阻止されていること。
- ... (略) ...

**<現行英国特許法 (仮訳) >**

**第 48 条 A**

- (1) WTO 特許権者の特許に関し、第 48 条の (強制実施権の) 申請理由は以下のものが挙げられる。
- (a) 特許発明が物であるときは、英国内で当該製品の需要が合理的条件で満たされていないこと、
- ... (略) ...

**<EC 条約 (仮訳) >**

**第 30 条【輸入数量制限の禁止】〔現第 28 条〕**

輸入に対する数量制限及びこれと同等の効果を有するすべての措置は、構成国の間で禁止される。

**第 36 条【例外的許容】〔現第 30 条〕**

第 30 条及び第 34 条の規定は、公共道徳、公の秩序、公共の安全、人畜の健康及び生命の保護、植物の保存、美術的、歴史的若しくは考古学的価値のある国宝の保護又は工業的及び商業的所有権の保護の理由から正当化される輸入、輸出又は通過に関する禁止又は制限を妨げるものではない。ただし、このような禁止又は制限は、構成国間の貿易における恣意的な差別の手段又は擬装された制限となるものであってはならない。